

厚生労働省看護師特定行為指定研修機関

袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター

令和5年度

看護師特定行為研修要項



## 1. 袖ヶ浦さつき台病院の理念

袖ヶ浦さつき台病院は、昭和 58 年に精神科医である理事長 矢田洋三により設立されました。当時は、精神障害や認知症を患っている患者の身体疾患の治療を総合病院等で行ってもらうことはハードルが高く、精神・身体両面をバランスよく治療できる病院を目指して設立されました。以後、一貫してその方針に沿い精神・身体両面での医療を行っています。

## 2. 沿革

日本の精神科医療では、欧米に比べはるかに長い入院期間が問題となり、近年においては日本の入院医療においても集中的に治療やリハビリテーションを行い、短期間で退院させる医療に変化しています。欧米の精神科医療機関では、入院治療期間の短縮化に大きく貢献し、入院・通院医療、リハビリテーション等も含めた精神障害者の治療・援助の質を向上させた大きな要因のひとつとして、多職種チームによる精神科医療や 地域における多職種チームでの援助があげられています。国は、このような状況に対応していくことができるよう、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を發揮していく事ができる看護師を養成することを目的に、特定行為に係る看護師の研修制度を創設しました。(平成 27 年 3 月 13 日「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令」(厚生労働省省令 33 号))

当院の理念には、「社会的自立のもと、人材の育成に努め、時代の変化に対応し、開かれた組織としての発展を期する。」という方針があげられており、この理念を踏まえ、平成 28 年、当院に看護師特定行為研修センターを設置し、看護師の特定行為研修指定機関として取り組むことといたしました。

## 3. 看護師特定行為研修実施：3 区分

## 4. 特定行為研修の目的・目標

### 【特定行為区分：精神及び神経症状に係る薬剤投与関連】

特定行為：抗けいれん剤の臨時的投与、抗精神病薬の臨時的投与、抗不安薬の臨時的投与

### 【目的】

精神障害の特徴は、中枢神経系高次機能障害としての生物学的特性を有する点と、個人を取り巻く心理・社会的要素が環境因子として病態や臨床に影響するという点にあります。したがって本研修においては、基本的な医学知識を基に、精神症状の把握・評価、検査技法、薬物療法と中心とした身体的治療と、精神療法、精神障害の成因論といった総論的内容を学び、身体障害的精神障害から心理的側面の強い精神障害に至るまでの理解を深めることを目標としています。

### 【目標】

- 1) 精神疾患における臨床場面において特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を習得する。
- 2) 精神疾患における臨床の場において、医師から手順書による指示を受け、実施可否の判断

実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を習得する。

- ① 精神機能の把握
- ② 精神医学の診察と診断方法について理解
- ③ 治療法について理解
- ④ 主要精神疾患の理解

**【特定行為区分：栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連】**

特定行為：持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正

**【目的】**

日常臨床の場で、ごく一般的な治療法となっている輸液療法について、基本的な知識を深め、臨床の場で患者に対応できる能力を身につける。

**【目標】**

- 1) 臨床場面において特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける事ができる。
- 2) 持続点滴中の高カロリー輸液投与中および脱水症状を呈する患者に対して、医師らから手順書により、身体所見及び検査結果等から実施の可否の判断、高カロリー輸液の投与量の調整や輸液による補正が行える。

**【特定行為区分：血糖コントロールに係る薬剤投与関連】**

特定行為：インスリンの投与量の調整

**【目的】**

糖尿病治療は、絶えず進歩し続けており、これを正しく患者指導に應用していく必要がある。一方で、患者管理のためには、事細かな日常生活上の情報を得る必要があり、患者指導にも多くの時間を必要としている。これらについての知識やノウハウを獲得し、特定行為研修を修了した看護師が、医師が行う治療の一助となる事ができる。

**【目標】**

- 1) 臨床場面において特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける事ができる。
- 2) 医師の手順書により、身体所見及び検査結果等から指示された病状の範囲にある事を確認の上、インスリンの投与の調整が行える。

## 5. 定員

1 区分につき 3 名程度

(共通科目・区分科目のみは各 2 名程度)

## 6. 研修期間

研修期間：1 年（4 月～3 月）

在学期間：2 年間まで

## 7. 研修内容と時間数

共通して学ぶ共通科目の授業形態は、講義（通信）、演習、実習（センターで実施）、特定行為区分ごとに学ぶ区分別科目は、e-ラーニングによって行われる。

1) 共通科目（必須科目）:特定行為区分に共通して必要とされる能力を身に付けるための科目

	共通科目	時期	授業形式
1	臨床病態生理学 39 時間	授業：4 月	レポート
		演習：4 月（2 h）	講義（ZOOM）
		試験：4 月（1 h）	試験（ZOOM）
2	臨床推論 46 時間	授業：5 月	レポート
		演習：5 月（3 h）	講義（ZOOM）
		試験：5 月（1 h）	試験（ZOOM）
		実習：5 月（3 h）	動画視聴、実習（ZOOM）
3	フィジカルアセスメント 46 時間	授業：6 月	レポート
		演習：6 月（3 h）	講義（ZOOM）
		試験：6 月（1 h）	試験（ZOOM）
		実習：6 月（3 h）	動画視聴、実習（ZOOM）
4	疾病・臨床病態概論 45 時間	授業：8 月～9 月	レポート
		演習：9 月（3 h）	講義（ZOOM）
		試験：9 月（1 h）	試験（ZOOM）
5	臨床薬理学 45 時間	授業：9 月～10 月	レポート
		演習：10 月（2 h）	講義（ZOOM）
		試験：10 月（1 h）	試験（ZOOM）
6	医療安全学 特定行為実践 57 時間	授業：10 月～11 月	レポート
		演習：11 月（3 h）	講義（ZOOM）
		試験：11 月（1 h）	試験（ZOOM）
		実習：11 月（3 h）	動画視聴、実習（ZOOM）

※演習・実習はオンラインです。時間数は予定であり、変更になる場合があります。

2) 区分別科目：特定行為に必要とされる能力を身に付けるための科目

〈精神および神経症状に係る薬剤投与関連〉

区分名	特定行為名	時期	授業形式
精神および神経症状に係る薬剤投与関連 26 時間	・抗痙攣剤の臨時投与 ・抗精神病薬の臨時投与 ・抗不安薬の臨時投与	授業：12 月	e ラーニング
		演習：1 月	e ラーニング
		実習：1 月（15 症例）	レポート 登校 4 日間
		試験：4 月（1 h）	e ラーニング

〈栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連〉

区分名	特定行為名	時期	授業形式
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16 時間	・持続点滴中の高カロリー 一輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液 による補正	授業：12 月	e ラーニング
		演習：1 月	e ラーニング
		実習：1 月（10 症例）	レポート 登校 3 日間
		試験：3 月（1 h）	e ラーニング

〈血糖コントロールに係る薬剤投与関連〉

区分名	特定行為名	時期	授業形式
血糖コントロールに係る薬剤投与関連 16 時間	・インスリンの投与量の 調整	授業：12 月	e ラーニング
		演習：1 月	e ラーニング
		実習：1 月（5 症例）	レポート 登校 2 日間
		試験：3 月（1 h）	e ラーニング

\* 時間数は予定であり、変更になる場合があります。

## 8. 共通科目の学習方法

共通科目については、通信教育とする。通信教育においては、科目ごとに所定の時間をかけて学習したという事が保証されなくてはならない。よって、指導者は指定時間に相当した課題を付与し、受講者が必要時間学習しそれらを提出する。そのうえで、科目修了試験ならびに演習における観察評価に合格することにより、科目ごとの認定を与える。

- 1) 受講者は、指定のテキストを用いて、科目の教育内容ごとに自己学習を進める(通信教育)。尚、質問事項については、メールにて随時応じる。
- 2) 指導者は、課題レポートをクリアした受講者に対し、科目により演習授業を実施する。演

習授業においては、観察評価を実施する。

- 3) 指導者は、科目の教育内容毎に課題レポートを与える。受講者が、各自の計画により課題レポートを提出できるよう、複数の提出日を設定し添削指導をする。
- 4) 受講者は、課題レポートを担当の指導者に提出する。
- 5) 科目により実習が組まれている。課題レポート、筆記試験、における観察評価の3つ全てをクリアした者が実習に望める。
- 6) 指導者は、科目ごとに認定試験を実施する。認定試験は、科目の教育内容すべての課題レポートと演習の観察評価に合格した者に受験資格を与える。
- 7) 受講者は、臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、医療安全学・特定行為実践、これらの科目について、各1か月間の自己学習期間を置く。
- 8) 共通科目の研修は、別紙進度表の通りとする。

## 9. 共通科目の提出の方法

- 1) 基本的にメールでの提出とする。不可能な場合、郵送可であるが、事前に報告する。
- 2) 課題提出は、期限日を提示し1科目を3回に分けて提出する。
- 3) 添削指導は、メールで個々に行う。

## 10. 修了要件

本研修を修了する為には、次の条件を満たす必要がある。

- 1) 課題レポートを所定の期日までに提出していること。
- 2) 共通科目をすべて履修し、筆記試験、演習・実習における観察評価のすべてに合格すること。
- 3) すべての科目の成績評価がC以上であること。

### 【成績評価基準】

A : 100~88点    B : 87~74点    C : 73~60    D : 59点以下の4段階

※科目責任者の判断により、再レポート・再試験を行うことがある。その際は、再レポート・再試験料が発生する。

- 4) 共通科目が、進度表の期限において修了できなかった場合
  - ① 履修範囲によって1か月の延長とし最大6か月とする。
  - ② 修了できなかった理由によって、特定行為研修管理委員会で対応を検討する。
  - ③ 共通科目については、通信教育の方法をとっているため、別に定められた課題猶予期間をもっても、指定時間の学習を修めるための課題を収められなかった場合は、その科目の認定は行わない。ただし、次年度において認定を得られなかった項目のみを再履修することは可能とする。
- 5) 受講必要科目の免除について  
既に他の研修においていくつかの共通科目を修業している者が、当研修センターにて再受講をする場合、当センターで行われる筆記試験において一定の成績を収めた場合は、その再受

講義義務を免除する。※ただし当センターにおいての履修者とする。

6) 修了要件は、研修開始時に説明を行う。

7) 再試験等について

- ① 共通科目課題レポートにおいて不合格となった場合、科目担当者の許可により再レポートを提出することができる。
- ② 共通科目・区分科目の科目修了試験の結果、不合格となった場合、科目担当者の許可により再試験を受けることができる。その場合、事務局窓口で申請・手続きを行う。

8) 手続きの流れ

- ① 「再試験願」を事務局窓口へ提出 担当：花澤
- ② 「再試験料」を納入（口座振り込み）
- ③ 「再試験料」（再レポート料含む）・再演習料は下記の通りとする。

科目		料金
共通科目再課題レポート		2,000 円
共通科目の再試験料		5,000 円
共通科目の再演習料		3,000 円
区分別科目症例 ※1 症例	精神関連	2,000 円
	血糖コントロール	2,000 円
	栄養及び水分管理	2,000 円

※実施時に相談する。

9) 共通科目を修了後は、各自区分別科目を e ラーニングにより受講する。※方法は、共通科目修了後、説明を受ける。

## 11. 受講生の学習のサポート

- 1) 基本的にはメール対応とする。対応窓口を1つ提示し、受講者の質問等について、必要時、担当者が該当する指導者と情報交換をし、受講者と適切な対応ができるようにする。
- 2) パソコンの使用について、可能であるかの確認を行い、使用できない受講生については、使用方法を指導する時間を設ける。
- 3) パソコンの使用が困難な場合、郵送についての対応も可能とする。

## 12. 図書室の利用

図書室の利用は、8:30 から 20:00 とする。パソコンやコピー機等利用可。  
利用初日に事務局より規定の説明を受ける。

## 13. 用語の定義

「演習」：講義で学んだ内容を基盤として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業。症例検討やペーパーシュミレーション等が含まれる。

「実習」：講義で学んだ内容を基盤として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業。実習室や受講生同士が患者役になるロールプレイや模型・シュミレー

タを用いて行う場や、医療現場（病棟・外来）等で行われる。ただし、単に現場に  
だけでは、実習時間として算定できない。

\* 特定行為研修修了後は、各区分の「特定行為修了証」を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

## 14. 受講資格

当研修センターでは、3つの特定行為区分研修を実施するにあたり、「精神及び神経症状に係る薬剤投与関連」の受講は、1人1区分とし、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」、「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」は、1人が2区分受講可能とする。また、次に定める要件と、区分も合わせての受講は区分ごとの受講資格をすべて満たしていること。

- 1) 看護師免許を有すること。
- 2) 施設長または看護部長（同等職位の所属長）推薦を有すること。
- 3) 医療・看護の発展と社会貢献に意欲を有すること。
- 4) 看護職賠償責任保険に加入していること。

### 【区分別ごとの受講資格】

〈精神及び神経症状に係る薬剤投与関連〉

- 1) 看護師免許取得後、精神科での実務経験を5年以上有する看護師。
- 2) 書類審査に合格した者
- 3) 小論文を合格した者
- 4) 面接試験に合格した者

〈栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連〉

- 1) 看護師免許取得後、栄養及び水分管理の実務経験を5年以上有する看護師
- 2) 書類審査に合格した者
- 3) 小論文を合格した者
- 4) 面接試験に合格した者

〈血糖コントロールに係る薬剤投与関連〉

- 1) 看護師免許取得後、血糖とインスリン療法の実務経験を5年以上有する看護師
- 2) 書類審査に合格した者
- 3) 小論文を合格した者
- 4) 面接試験に合格した者



## 15. 出願手続き

### 1) 募集要項請求方法

袖ヶ浦さつき台病院ホームページ「看護師特定行為研修センター」から必要書類をダウンロードして下さい。

### 2) 出願期間

令和4年11月1日(火)～11月30日(水) 必着

### 3) 出願提出書類

- ①受講願書(様式1)
- ②履歴書(様式2)
- ③勤務証明書(様式3)
- ④〈該当者のみ〉既修得科目履修免除申請書(様式4)
- ⑤受講志願理由書(様式5)
- ⑥推薦書(様式6) ※原則として所属機関の推薦とする。例外有
- ⑦小論文 ※テーマは表1参照。
- ⑧緊急連絡先(様式7)
- ⑨看護師免許証(写)

※提出された出願書類は返却いたしません。

※封筒に「特定行為研修 志願書在中」と明記して下さい。

表1

下記3つのキーワードを使用して、1000字程度で記述 ※受講志願理由書と重複した内容にならないように注意する。 キーワード：地域医療 チーム医療 安全 テーマ：特定行為に係る看護師の研修制度(特定行為研修)を修了後の活動について
---

## 16. 出願書類提出方法

〒299-0246

千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-21 袖ヶ浦さつき台病院 看護管理室行

※「郵便書留」で送付するか、直接持参してください。

TEL：0438-38-4439 研修センター担当者(看護管理室：栗原)

### 1) 受験料

20,000円 ※11月30日までに振り込んでください

### 【振り込み先】

銀行名：千葉銀行 木更津支店

口座名義：社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 理事長 矢田高裕

口座番号：普通 3643193

## 17. 試験日及び試験会場

\*受付：10時00分～

面接試験 令和4年12月10日（土）10時～	袖ヶ浦さつき台病院
---------------------------	-----------

## 18. 選考方法

- 1) 一次選考 書類審査
- 2) 二次選考 小論文審査
- 3) 二次選考 面接審査

## 19. 選考結果

選考結果については、本人宛て簡易書留速達にて郵送します。

## 20. 受講手続と納付金（入講納付金及び受講料）について

受講予定者に受講手続についての詳細をご案内します。受講手続期間及び納付金については、下記の通りです。 ※ 振込先は受験料と同じ

受講手続期間：合格者に別途連絡致します。

※合格通知書と同封いたしました「受講申込書」を返送後に、必要書類を郵送いたします。

### 納付金（消費税込）

受講納付金	30,000 円
共通科目の受講料	500,000 円

### 区分別科目の授業料

精神および神経症状に係る薬剤投与関連	90,000 円
栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	61,000 円
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	74,000 円

### 個人情報の取り扱いについて

- 当院の教育形態が通信教育のため、受講生・指導者・事務局が其々のメールアドレスを確保します。その範囲においては、関係者間で確認し承諾を得ます。
- \* 当院では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適切な取り扱いを厳守し、安全管理に必要な措置に努めております。
- \* 提供いただいた個人情報は、履修関係等に必要な業務において使用いたします。
- \* 当院が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続きにより開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。